

「事業再構築補助金 通常枠」概要

2021.11.25作成

1 概要	<p>◆思い切った「事業再構築」に意欲を有する中小企業を支援。 ◆本事業で支援の対象となる「事業再構築」は、「新分野展開」、「事業転換」、「業種転換」、「業態転換」、「事業再編」を指します。 ◆それぞれ「製品または市場が新規であること」、「新たな製品等の売上高が総売上高の10%以上となること」等を満たす計画であることが必要となります。</p>
2 補助対象経費	<p>1の目的に合っていれば「システム構築」は補助対象です。</p>
3 応募の条件	<p>①事業再構築要件 事業再構築指針に示す「事業再構築」の定義に該当する事業であること。 ②売上高等減少要件 2020年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前(2019年又は2020年1月～3月)の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少しており、2020年10月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前(2019年又は2020年1月～3月)の同3か月の合計売上高と比較して5%以上減少していること等。 ③認定支援機関要件 事業計画を、認定経営革新等支援機関(※税理士・中小企業診断士等。中小企業庁のサイトに一覧があります)と策定すること。補助金額が3,000万円を超える案件は認定経営革新等支援機関及び金融機関と策定していること。 ④付加価値額要件 補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0%以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%以上増加する見込みの事業計画を策定すること。</p>
4 次回応募締切日	<p>2021年12月21日(火) 18:00まで (この次は2022年1月中に開始予定)</p>
5 補助金額	<p>【従業員数20人以下】100万円～4,000万円 【従業員数21～50人】100万円～6,000万円 【従業員数51人以上】100万円～8,000万円 中小企業者等: 2/3 (6,000万円超は1/2) 中堅企業等: 1/2 (4,000万円超は1/3)</p>
6 導入スケジュール	<p>交付決定日～12か月以内に導入・支払完了。</p>
7 申請方法	<p>ホームページより、電子申請となります。 1. まず、経産省の行政ログインサービス「GビズID」に登録する 2. 1で登録したIDを使い、電子申請する</p>
8 必要書類	<p>①事業計画書 ②認定経営革新支援機関による確認書 ③コロナ以前に比べて売上高(または付加価値額)が減少したことを示す書類 ④決算書等 ⑤ミラサポplus「電子申請サポート」で作成した事業財務情報</p>
9 実施団体	<p>経済産業省 中小企業庁の事務局である「事業再構築補助金事務局」 <ナビダイヤル>0570-012-088 <IP電話> 03-4216-4080(9:00～18:00) 補助金URL: https://jigyousaikouchiku.go.jp/ 中小企業庁: https://www.chusho.meti.go.jp/</p>

2021年10月版の公募要領から抜粋しました。

※概略をまとめた資料です。実際応募される場合、実施団体の発行する「公募要領」をご確認下さい。